

議案第 4 6 号

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 5 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者(満 6 5 歳以上の者で住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)による市の住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。)の専用居室その他の設備(以下「居室等」という。)の増築又は改築若しくは改造(以下「増築等」という。)に必要な資金の融資を行うことにより居住環境の改善を促進し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(融資の対象者)</p> <p>第 2 条 高齢者居室等整備資金(以下「整備資金」という。)の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>(1) 引き続き 1 年以上住民基本台帳法による市の</p> | <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者(満 6 5 歳以上の者で住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)による市の住民票に記載され、又は外国人登録法(昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号)による市が保管する外国人登録原票に登録されているものをいう。以下同じ。)の専用居室その他の設備(以下「居室等」という。)の増築又は改築若しくは改造(以下「増築等」という。)に必要な資金の融資を行うことにより居住環境の改善を促進し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(融資の対象者)</p> <p>第 2 条 高齢者居室等整備資金(以下「整備資金」という。)の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>(1) 引き続き 1 年以上住民基本台帳法による市の</p> |

| | |
|--|---|
| <p><u>住民基本台帳に記録されていること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> | <p><u>住民票に記載され、又は市が保管する外国人登録法による外国人登録原票に登録されていること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> |
|--|---|

(さいたま市難病患者見舞金支給条例の一部改正)

第2条 さいたま市難病患者見舞金支給条例 (平成13年さいたま市条例第169号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(受給資格)</p> <p>第3条 見舞金を受けることができる者は、申請の日において1年以上(同日において1歳未満である場合は、出生の日から申請の日まで)引き続き市内に居住し、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)</u>に規定する住民基本台帳に記録されている難病患者とする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> | <p>(受給資格)</p> <p>第3条 見舞金を受けることができる者は、申請の日において1年以上(同日において1歳未満である場合は、出生の日から申請の日まで)引き続き市内に居住し、<u>次の各号のいずれかに該当する難病患者とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)</u>に規定する住民基本台帳に記録されている者</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)</u>に規定する外国人登録原票に登録されている者</p> <p>2 [略]</p> |

(さいたま市難病患者手術見舞金支給条例の一部改正)

第3条 さいたま市難病患者手術見舞金支給条例 (平成13年さいたま市条例第170号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 見舞金を受けることができる者は、難病手術を受けた者で、手術時に本市に引き続き1年以上住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されているものとする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 見舞金を受けることができる者は、難病手術を受けた者で、手術時に本市に引き続き1年以上住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されているもの<u>又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する外国人登録原票に登録されているものとする。</u></p> |

(さいたま市児童災害見舞金支給条例の一部改正)

第4条 さいたま市児童災害見舞金支給条例(平成13年さいたま市条例第181号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者で義務教育課程修了前のもの又はこれに準ずるものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者<u>又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により外国人登録原票に登録されている者</u>で義務教育課程修了前のもの又はこれに準ずるものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> |

(さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部改正)

第5条 さいたま市墓地及び納骨堂条例(平成13年さいたま市条例第193号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用できる者は、利用申請の日において、本市に1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の<u>住民基本台帳に記録されている者</u>とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用できる者は、利用申請の日において、本市に1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の<u>住民票に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による本市の外国人登録原票に登録されている者</u>とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において市が保管する外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者の、第1条の規定による改正後のさいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例第2条第1号の規定の適用については、この条例の施行の日前の市が保管する外国人登録法による外国人登録原票に登録されていた期間を市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている期間とみなし、その期間は通算する。